



交通ルールを守るうね！ ～幼児交通安全教室～

11月19日(月)、「両津交通安全母の会」の主催で、
 幼児交通安全教室が開催されました。

会場となった浦川保育園に、浦川保育園と海府保
 育園の園児10名が集まり、母の会の紙芝居や着ぐる
 みを使った寸劇、佐渡東警察署交通課長さんのお話
 などで交通ルールを楽しく学びました。

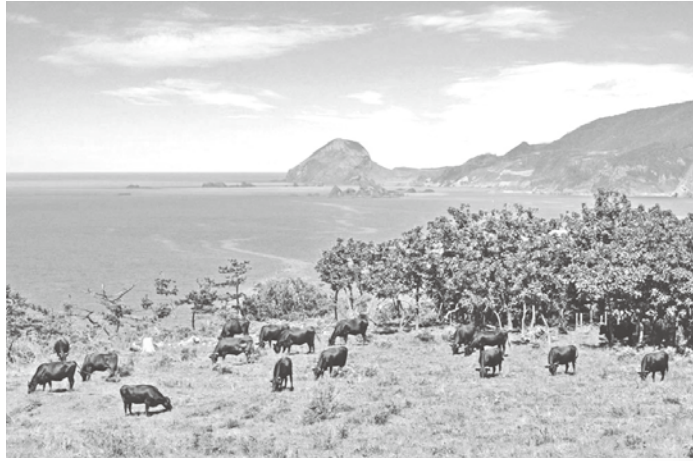
寸劇では、子どもたちから着ぐるみにかわいらしい
 声援が送られました。

また、実技指導では、左右をよく確認して、手を挙
 げて横断歩道を渡る練習をしました。

特集 佐渡の和牛をご紹介します	2～3
平成23年度決算報告	4～5
市長とのタウンミーティングの開催状況	6
税について考えよう 平成24年度納税表彰式	7
市役所本庁舎建設に係る市民アンケート結果	12～13
佐渡市人事行政運営等の状況	14～15

佐渡の和牛をご紹介します

繁殖農家の仕事とは？



佐渡と和牛との絆は深く、古くは田畑を耕す農耕牛や金銀山で資材を運ぶ役牛として活躍してきました。昭和30年にはなんと6000頭以上もの牛が佐渡にいたようです。

農業の機械化とともに役牛としての役割はなくなり、現在では約500頭と数を減らしましたが、今でも肉用牛として、新潟県の和牛振興を支える重要な役割を担っています。

この肉用牛の経営には、大きく分けて2通りの経営があります。

ひとつは、母牛を飼って子牛を産ませ、その子牛を1年ほど育てた後に出荷して対価を得る経営で、もうひとつは、その子牛を買ってきて、お肉にするまで2年くらい飼育する経営です。前者を繁殖経営、後者を肥育経営と呼びます。

平成24年現在の佐渡市の情勢として、繁殖経営が、農家戸数84戸、母牛の頭数が425頭で、肥育経営は、8戸で83頭となっています。

佐渡では古くから繁殖経営が盛んで、母牛から産まれた約300頭の子牛が1年間に出荷されます。

市場は年に3回、4月、7月、11月のそれぞれ2日に、高千家畜市場で開催され、市場のある旧相川地区北川内集落の海岸には朝早くから関係者の車がずらりと並び、活気を見せます。

セリに参加する購買者は、多くが村上などの県内産地や、岐阜、山形、福島など近隣の県から来ます。

取引の値段は年によって大きく変動しますが、先日の11月2日に行われた市場の平均価格は、去勢した子牛で43万円、雌の子牛が36万円で、これはなかなかの高値の取引だったといえます。

セリはボタン式によるセリで、電光掲示板に表示される金額は、1000円単位で競りあがります。

せり落とされた牛は、すぐに購買者の家畜運搬車に積み込まれます。

ここまですが繁殖農家の仕事で、手塩にかけて子牛ともここで別れ。この子牛たちは、肥育農家でほしい2年くらい飼育され、それぞれの銘柄牛になります。



第10回全国和牛能力共進会で、 佐渡から出場の2頭が見事1等賞に入賞!!

5年に1度開催され、和牛のオリンピックともいわれる「全国和牛能力共進会（以下、「全共」）」の第10回大会が、10月25日から29日の日程で、長崎県佐世保市のハウステンボスを会場に開催されました。

全共は、全国の優秀な和牛を一堂に集めて優劣を競う大会で、各道府県から選抜された約500頭が出品され、審査結果が和牛ブランド化に大きく影響することから、各道府県の威信を

けた非常に重要な大会と位置づけられています。

新潟県代表の4頭の内、若い雌牛の形状を競う第2区と第3区に、徳和の菊池さんと石名の梶井さんが生産した佐渡の牛が選出され出場しました。

新潟県代表として佐渡から出場するのは7大会連続で、さらに第3区の梶井さんは2大会連続の出場となりました。

佐渡から30時間以上の長距離輸送を経て出場した2頭は、見事に2頭とも1等賞に入賞しました。

佐渡から出場した牛は、過去に一度も入賞したことがなかっただけに、入賞が決まった瞬間は、佐渡から駆けつけた応援団や同行したスタッフ一同も大いに喜びました。

5年前の鳥取大会で、当時77歳だった梶井さんは、2等賞2席の成績をとっても悔しがり、「5年後の長崎にまた出場し、今度こそ入賞を狙う」と宣言して、今大会で見事に入賞を果たしました。



入賞を祝い記念撮影

佐渡から出場した牛たち

○第2区（若雌の1：生後月齢14〜17か月未満）1等賞12席に入賞
名号 かなこ

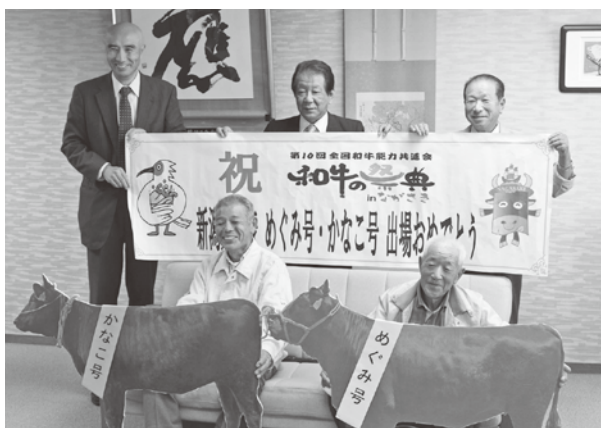
生産者 菊池哲也さん（徳和）

菊池さんは全共初出場。1年1産を目標し、繁殖および育成に高い技術を持つ繁殖農家です。

○第3区（若雌の2：生後月齢17〜20か月未満）1等賞12席に入賞
名号 めぐみ

生産者 梶井佐武郎さん（石名）

梶井さんは、前回の鳥取全共から2回連続出場。相川共同牛舎設立など畜産に熱心に取り組み、過去に天皇陛下にコシヒカリを献上されたこともあります。



市役所で出場の報告



全国和牛能力共進会会場の様子

財政事情の公表 平成23年度

決算報告

市では毎年2回、財政事情を公表しています。これは、地方自治法および市条例に基づき、市の収支状況や市債残高などを皆さんに知っていただくためのもので、今回は平成23年度決算についてお知らせします。

◆一般会計

一般会計の決算額は、歳入が532億7,072万円で、前年度に比べ7億8,777万円の増、歳出は510億2,849万円で、前年度に比べ12億5,510万円の増となりました。厳しい財政状況のもと歳出のより効率的な執行に努めた結果、歳入歳出差引収支は、22億4,223万円の黒字決算となりました。

◆歳入決算額：532億7,072万円

(単位：万円)

区 分	決算額	構成比
市 税	551,103	10.4%
地 方 譲 与 税	56,095	1.1%
利 子 割 交 付 金	1,798	0.0%
配 当 割 交 付 金	776	0.0%
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	188	0.0%
地 方 消 費 税 交 付 金	60,429	1.1%
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	220	0.0%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	12,120	0.2%
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,908	0.0%
地 方 特 例 交 付 金	12,298	0.2%
地 方 交 付 税	2,383,153	44.8%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	905	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	39,190	0.7%
使 用 料 及 び 手 数 料	73,158	1.4%
国 庫 支 出 金	476,135	8.9%
県 支 出 金	358,183	6.7%
財 産 収 入	18,768	0.4%
寄 附 金	4,126	0.1%
繰 入 金	23,673	0.4%
繰 越 金	270,956	5.1%
諸 収 入	130,705	2.5%
市 債	851,185	16.0%
計	5,327,072	100.0%

◆歳出決算額：510億2,849万円

(単位：万円)

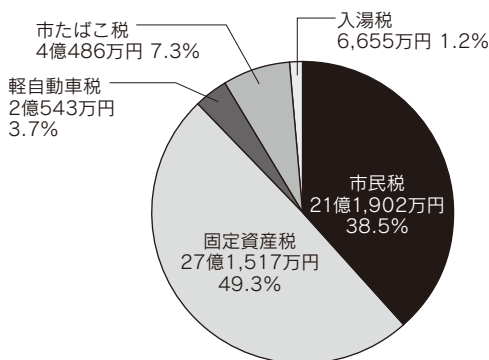
区 分	決算額	構成比
議 会 費	27,098	0.5%
総 務 費	764,215	15.0%
民 生 費	923,791	18.1%
衛 生 費	581,039	11.4%
労 働 費	6,994	0.1%
農 林 水 産 業 費	396,891	7.8%
商 工 費	210,776	4.1%
土 木 費	452,988	8.9%
消 防 費	199,895	3.9%
教 育 費	724,591	14.2%
災 害 復 旧 費	82,654	1.6%
公 債 費	731,917	14.4%
計	5,102,849	100.0%

性質別内訳

(単位：万円)

区 分	決算額	構成比
人 件 費	785,179	15.4%
物 件 費	576,480	11.3%
維 持 補 修 費	73,384	1.4%
扶 助 費	392,181	7.7%
補 助 費 等	394,058	7.7%
公 債 費	746,915	14.6%
投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	115,069	2.3%
繰 出 金	485,447	9.5%
積 立 金	245,166	4.8%
普 通 建 設 事 業 費	1,206,249	23.7%
災 害 復 旧 事 業 費	82,721	1.6%
計	5,102,849	100.0%

◆市税の内訳



<性質別分類>

- ・ 人件費…………… 職員給料のほか、議員や非常勤特別職の報酬などに使われたお金
- ・ 物件費…………… 非常勤職員の賃金や各施設の維持管理などに使われたお金
- ・ 扶助費…………… 生活保護など社会保障に使われたお金
- ・ 補助費等…………… 補助金・負担金などに使われたお金
- ・ 繰出金…………… 特別会計などに繰り出したお金
- ・ 普通建設事業費… 道路・学校・公共施設などの整備に使われたお金

◆市民一人あたりにこのくらいのお金が使われました (平成24年3月31日現在の人口62,184人で計算しています。)

★議会費	★総務費	★民生費	★衛生費	★農林水産業費
議会の運営に使われたお金	行政の運営や市税の徴収、広報発行などに使われたお金	高齢者、障がい者福祉や子育て支援の充実などに使われたお金	ごみ処理や保健事業などに使われたお金	農林水産業の振興などに使われたお金
4,358円	122,896円	148,558円	93,439円	63,825円
★商工費	★土木費	★消防費	★教育費	★公債費
商工業や観光の振興に使われたお金	道路や住宅の整備などに使われたお金	防災や救助活動などに使われたお金	学校教育の充実や生涯学習の推進などに使われたお金	市の借金返済のために使われたお金
33,896円	72,846円	32,146円	116,524円	117,702円



◆特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合に一般会計と区分して経理する会計で、国民健康保険特別会計など12会計があります。

(単位：万円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越財源	差引残額
国民健康保険	712,724	709,026	0	3,698
後期高齢者医療	71,768	70,630	0	1,138
介護保険	740,870	733,085	0	7,785
簡易水道	162,953	156,250	1,725	4,978
下水道	321,607	312,298	803	8,506
ケーブルテレビ	26,316	25,810	0	506
歌代の里	48,445	48,106	0	339
すこやか両津	59,271	57,680	0	1,591
五十里財産区	41	41	0	0
二宮財産区	620	620	0	0
新畑野財産区	746	716	0	30
真野財産区	372	357	0	15

◆平成23年度に取り組んだ主な事業と成果

区分	項目	決算額
総務費	◆緊急情報伝達システム整備事業 災害などの緊急時に市民への情報伝達を行う手段として、既存のケーブルテレビ回線を活用したシステムを構築するため調査設計業務委託を実施。	5,342万円
	◆世界遺産文化財指定事業 世界遺産登録の前提条件である、構成資産の国文化財指定・選定を目指し発掘調査などを行いました。	9,795万円
民生費	◆老人福祉施設整備事業 特養待機者の解消や認知症高齢者の増加に対応するため介護保険施設の建設に対し助成を行いました。	2億2,928万円
	◆障害者施設雇用対策事業 障がい者の就労支援・生活相談を行う「障がい者就業・生活支援センターそよかぜ」を設立。また、関係機関と連携体制を構築し就職などの支援を行いました。	1,065万円
衛生費	◆予防接種事業 子宮頸がん・ヒブ・肺炎球菌ワクチンの接種費用を全額助成しました。また、15歳以下のインフルエンザ予防接種費用などについても助成を行いました。	1億5,251万円
農林水産業費	◆生物多様性保全推進事業 世界農業遺産の認定を受け、生物多様性農業の推進、生物多様性保全の周知、島内外への情報発信などを行いました。	2,150万円
	◆水田経営安定対策事業 佐渡版所得補償制度のほか、地球温暖化防止を目的に農地土壌への炭素貯蓄に効果的な営農活動などに取り組む農業者に補助金を交付しました。	8,884万円
商工費	◆企業支援対策事業 地域経済の活性化と雇用創出のため、首都圏佐渡連合会および県と連携を図り、企業誘致訪問活動などを行いました。	4,907万円
	◆着地型ツーリズム整備事業 教育旅行の誘客拡大に繋げるため、民泊受入れ地域の受入れ技術の向上を図る事業などを行いました。	749万円
土木費	◆住宅リフォーム支援事業 地域経済の活性化と雇用の促進を図るため、市内の施工業者を活用して自宅の改修などの工事を行う市民を対象に補助を行いました。	1億5,395万円
消防費	◆住宅用火災警報器普及促進事業 火災の早期発見および設置率の向上を図るため、市内の全世帯を対象に住宅用火災警報器の購入に対し助成を行いました。	6,205万円
教育費	◆ジオパーク推進事業 ジオパークの日本および世界認定に向けての取り組みや、市民対象のジオパーク講座や児童・生徒を対象としたジオパーク学習の推進にも取り組みました。	1,468万円

◆市債の現在高

市債は、市が大きな事業を実施した時に借り入れたお金で、市の借金にあたります。(単位：万円)

会計名	平成23年度末現在高	
一般会計	5,508,805	
特別会計	簡易水道	462,084
	下水道	2,456,264
	ケーブルテレビ	28,812
	すこやか両津	76,388
公営企業会計	水道事業	1,084,278
	病院事業	31,600

◆市有財産の内容

庁舎、保育園、小・中学校などの建物や土地、市の貯金にあたる基金などの状況は次のとおりです。

区分	平成23年度末現在高
▽土地	73,478,885㎡
▽建物	533,131㎡
▽山林	61,777,801㎡
▽有価証券	6,708万円
▽各基金計	2,038,655万円

※基金は、ある目的のために積立て、準備しておく資金のことで、「教育文化振興基金」、「トキ環境整備基金」などの基金があります。

◆公営企業会計

公営企業会計は、民間企業と同じような経営をしている事業で、水道事業会計、病院事業会計があります。

○水道事業会計

(単位：万円)

区分	決算額	
収益的	収入	133,851
	支出	123,631
資本的	収入	151,401
	支出	218,034

○病院事業会計

(単位：万円)

区分	決算額	
収益的	収入	249,827
	支出	236,968
資本的	収入	15,379
	支出	23,061



平成24年度

市長とのタウンミーティングの開催状況

市民参画型のまちづくりを目指すため、「産業の育成と雇用拡大」「観光振興」「過疎・少子高齢化対策」をテーマに、市長とのタウンミーティングを開催しました。

市内4会場で206人の方々からご参加いただき、市長が直接対話しながらご意見を伺うことができました。市では市民の皆さまからいただいた貴重なご意見を、市政運営に反映させていくよう努めます。

日程・会場・参加者数

○10月1日(月)	あいかわ開発総合センター	58人
○10月2日(火)	アミューズメント佐渡	33人
○10月3日(水)	羽茂農村環境改善センター	50人
○10月9日(火)	佐渡島開発総合センター	65人

主な意見交換

【市民】若者の雇用対策を早急に行い、人口減少を抑制してもらいたい。

【市長】佐渡市の有効求人倍率は、全国的には悪い数字ではないが、職種によるミスマッチがみられるので、インターンシップを通じて企業回り

を行う仕組みづくりをしたい。また、第1次産業の振興だけでなく、加工することで付加価値を付けたり、流通に関わったりすることで6次産業化を目指し、雇用の場を生み出していきたい。



【市民】地元の農水産物をホテル・旅館で使用してもらいたい。

【市長】観光形態が、団体で来て宴会をするという形から、個人で来て地域の食べ物を味わうという形に変わってきている。そのため、農林水産業と観光の連携が不可欠であり、高齢者が作っている少量の野菜や一夜干しの雑魚等を、市が仲介してホテ

ル・旅館に卸すという仕組みづくりができないかと考えている。

【市民】離島振興法が改正され、期間が延長されるとともに、交付金の用途が増えたと聞いたが、説明してもらいたい。

【市長】離島振興法は10年間の時限立法であり、現在の制度は25年3月で終了するが、10年間延長されることになった。改正後の主な制度は離島活性化交付金と離島特区で、この制度を活用して輸送費やガソリン価格等の本土と離島で埋めることのできない格差を解消していく。タウンミーティングや官民協働の推進プロジェクトで市民の皆さまから意見をいただき、国へ施策を提案していくことになる。

【市民】北陸新幹線開通に向け、小木・直江津航路の運航時刻を見直し、新幹線から直江津港への直通バスを検討してもらいたい。

【市長】日によって運航時刻が違うという変則ダイヤは、旅行者がツアープランを組みにくいので、小木・直江津航路を正常ダイヤに戻すよう努めるとともに、北陸新幹線との接続や島内交通を総合的に検討し、周遊型観光を目指していく。また、おおさど丸の代替船の造船に市から補助することで、佐渡汽船の運賃を安くして市民の皆さまにも還元したい。

【市民】支所・行政サービスセンターの職員が減っているため、地域の飲食業には死活問題である。また職員は地域の中心となり、ボランティア等に協力してもらいたい。

【市長】職員の全体数はまだ減っていないため、支所・行政サービスセンターの職員を増やすことはできないが、観光対策と併せて商店街の活性化も考えていかなければならない。支所・行政サービスセンターの仕事は、地域活性化のために人とのつながりに努めることであるし、職員はボランティア等にも積極的に参加し、市民にサービスしなければならない。



皆さまの貴重なご意見等、誠にありがとうございました。

問 市役所総務課 広報広聴係

63-3111

税について考えよう

—平成24年度納税表彰式—

11月15日、アミューズメント佐渡で平成24年度の納税表彰式が行われ、申告納税制度の普及・発展や租税教育の推進などに尽力された次の方々が表彰されました。

—おめでとうかわらまぼ—

★佐渡税務署長納税表彰

金子正勝さん(佐渡法人会)
駒形利一郎さん(佐渡法人会)
松柴尚治さん(佐渡間税会)

★租税教育推進校税務署長感謝状贈呈校 市立真野中学校

中学生の税についての作文

市内の12校から202編の応募があり、その中から選ばれた入選者です。

★関東信越国税局管内納税貯蓄組合連合会長賞

仲川亜実さん(新穂中3年)

★佐渡税務署長賞

狩野汐音さん(羽茂中3年)
竹森妃那さん(内海府中3年)

★新潟県佐渡地域振興局長賞

三浦葉奈さん(真野中3年)

★佐渡市長賞

齋藤 陸さん(畑野中3年)
中野稜子さん(小木中3年)
濱辺梨紗さん(羽茂中3年)

★佐渡市教育長賞

内田花菜子さん(赤泊中3年)
林田望来さん(真野中3年)
本間海朱さん(赤泊中3年)
山口聖志さん(小木中3年)

★佐渡税務団体連絡協議会長賞

佐藤真穂さん(前浜中3年)

★全佐渡納税貯蓄組合連合会長特別賞

佐藤茉友さん(東中3年)

★全佐渡納税貯蓄組合連合会長賞

甲斐利奈さん(真野中3年)
酒川智央さん(羽茂中3年)
信田彩那さん(真野中3年)
本間玲央さん(松ヶ崎中2年)

★作文募集協力校全国納税貯蓄組合連合会長感謝状

市立内海府中学校
市立南中学校



納税表彰式

将来を約束する税

新穂中学校3年

仲川 亜実



野田総理大臣が進める、社会保障と税の一体改革。現在5%の消費税を8%に、最終的には10%まで引き上げる改革です。そして、その消費税でお年寄りの年金、医療、介護、福祉の費用不足をしのごく、東日本大震災の復興の為とわかり反対してはいけないと思うようになりました。反対者が多い中、野田総理大臣は、「政治生命をかけてやり抜く。次の選挙ではなく、次の世代のことを考えるのが政治家だ」と言い切る姿をテレビや新聞で知り、私は(すごい!)と思いました。

民主党のマニフェストは、行政の無駄を削り子ども手当に充てることが一番でした。その約束通りに、公立高校は授業料が無償化になり、小学生までだった子ども手当では中学生までに拡大され、私たちの家庭においても嬉しいことでした。でも、日本は少子高齢化です。今後数年で約1000万人が65歳以上になるそうです。この先、高齢者の生活を守るためにどれだけの費用が必要なのか、と考えてみると中学生の私まで不安になりました。

私はもつと税のことを知りたくてまず自分が住んでいる佐渡市のことを調べてみました。私の周りでも税は沢山使われています。学校の校舎や体育館の工事、改修費、また健康診断や予防接種も税金のお陰で私たちは受けることができ、健康でいられるのです。中学生にな

って受けた子宮頸がんの予防接種もそうでした。そして、就学援助制度の充実など、全て税金が私たち学生に安心を約束してくれていました。また、高齢者には、老人福祉施設の建設費・維持費、医療費の助成などにも税金は使われていました。老人ホームや病院へ行けないお年寄りがいないように去年は、8億円以上の税金が福祉に使われていたことを知り驚きましたが、佐渡市の今の現状を考えると一番大切なことだと思っています。だから税金はきちんと払えば、私たちの生活をしっかりとサポートしてくれる大切なお金だと思います。

そして、佐渡市の誇りといえるトキとの共生。このトキの為に税金は使われています。今月、市トキふれあい施設が完成しました。自然に近い状態でトキを間近で観察・飼育できます。これによって年間24万人の来場者を目指し、来春オープンにむけて準備を急いでいるそうです。このようにトキと暮らす佐渡市を世界に発信するためにも、おしみなく税金は活用されていました。

私は増税、増税と聞くと(どこの家庭も無駄なお金なんて無いのに、困るのは私たち一般市民なのに...)と腹がたつ時もあったけれど、どうして税の使い道を調べるうちに何だか温かい気持ちになりました。税金は大切に、大切に使われているからです。私は大人になったらちゃんと税金を払い、私がおばあちゃんになったときサービスをいっぱい受けて安心して暮らしたい、と心から思っています。

公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※ この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門 ☎74-3276（自動音声案内「2」を選択）

所得税・贈与税の確定申告は e-Tax（イータックス）をご利用ください

e-Taxのメリット（所得税の申告）

◆国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できます。

◆最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除が受けられます（平成23年分以前に同控除の適用を受けている方を除きます。）。

◆添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。）。

◆還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。

◆24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間利用可能です（メンテナンス時間を除きます。）。

<贈与税の申告もe-Tax>

平成24年分の申告から、「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できるようになりました。

<ご利用いただく前に>

電子証明書の取得（手数料が必要です）やICカードリーダーライタの購入が必要です。なお、電子証明書をすでに取得されている方は、証明書の有効期限切れにご注意ください。



○もっと詳しい情報はe-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp へ

○e-Taxの操作に関するお問い合わせは e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901 へ

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門
☎74-3276（自動音声案内「2」を選択）

国税の電子申告等の際には 公的個人認証サービスの電子証明書の 取得が必要です！

公的個人認証サービスを利用すると、ご自宅などのパソコンからさまざまな行政手続きを行うことができます。

◆利用できる主な手続き

国税に関する電子申告（e-Tax）など

◆利用方法

サービスの利用には、電子証明書の発行を受ける必要があります。

電子証明書の有効期間は登録から3年間です。（ただし、住所・氏名などに変更があった場合は、その時点で失効します。）

◆電子証明書の申請方法

○申請に必要なもの

①住民基本台帳カード（お持ちでない場合は同時に申請可能です。）

②顔写真付き公的身分証明書 1点

（運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カードなど）

※有効期限内のものに限ります。

※上記の身分証明書をお持ちでない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など本人確認ができる書類を2点提示してください。なお、この場合の電子証明書の発行は申請日の翌日以降になります。

③手数料 500円

○発行にかかる時間の目安

約20分（住民基本台帳カード発行に約10分、電子証明書発行に約10分）

◆申請窓口・時間

本庁市民生活課戸籍係（本庁舎1階）

午前8時30分から午後5時まで

※土日祝日・年末年始の休業日を除きます。

◆注意事項

・電子申請の利用には、ICカードリーダーライタの購入等の準備が必要です。

事前に公的個人認証サービスポータルサイト

（<http://www.jpki.go.jp/>）でご確認ください。

・申告の時期は大変混み合い、発行までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

市役所 市民生活課 戸籍係 ☎63-5112

作りませんか？ 住民基本台帳カード！

住民基本台帳カードとは、お住まいの市町村から希望者に交付される、運転免許証とほぼ同サイズの高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。市役所の届出や証明書を受け取る時などの本人確認の際に提示する公的な身分証明書や、インターネットを利用した国税の電子申告などに使用できます。

住民基本台帳カードが必要な方は、ぜひ、ご申請ください。

カードの申請方法

○申請に必要なもの

(1) 本人確認書類 ※有効期限内のものに限りです。

【本庁で申請する場合】次の①～④のいずれか

- ① IC運転免許証1点（運転免許証に設定されている暗証番号の入力が必要です。暗証番号亡失等により確認が行えなかった場合には、さらにもう1点、健康保険証等の本人確認書類の提示が必要です。）
- ② 官公署発行の顔写真付き身分証明書（非IC運転免許証・旅券など）2点
- ③ 官公署発行の顔写真付き身分証明書（非IC運転免許証・旅券など）1点と、本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）1点
- ④ 本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）2点

【各支所・行政サービスセンターで申請する場合】次の①または②

- ① 官公署発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証・旅券など）1点
 - ② 本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）2点
 - (2) 顔写真付カードをご希望の場合は、顔写真（縦4.5センチ×横3.5センチ、6か月以内撮影、無帽、正面、無背景のもの）
- ※お持ちでない場合は、市役所で撮影することもできます（無料）。

- (3) 手数料 500円

○注意事項

申請者本人が本庁に来庁し、本人確認書類（本庁で申請する場合）の①②③のいずれかの書類を提示して申請された場合は、即日、住民基本台帳カードが交付されます。なお、この場合の申請から交付までにかかる時間は、約10分です。それ以外は、後日交付になります。

申請窓口 市役所本庁市民生活課戸籍係または各支所市民課・行政サービスセンターの市民生活係（午前8時30分～午後5時）

※土日祝日・年末年始の休業日を除きます。

お問い合わせ 市役所市民生活課 戸籍係 ☎63-5112

所得税・市民税にかかる

「要介護認定者のおむつ代医療費控除」に必要な証明書を交付します

寝たきり（疾病により、おおむね6か月以上にわたり寝たきりで医師の治療を受けている）の方のおむつ代は、所得税・市民税の医療費控除の対象となります。

確定申告の際に医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」を添付する必要があります。

現在、介護保険の要介護認定を受けており、次の①②の両方に該当する方には、市で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を交付します。

① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降となる方

② 一定要件（主治医意見書において寝たきり、尿失禁がある）を満たす方

なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける方や、2年目以降でも一定要件を満たさない方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

証明書に関するお問い合わせ

市役所高齢福祉課介護保険係

☎63-3790

または各支所・行政サービスセンター（介護保険担当）

確定申告に関するお問い合わせ

市役所税務課市民税係

☎63-5110



顔写真つき

記載内容・・・氏名・住所・生年月日・性別・有効期限（10年間）
主な用途・・・公的な身分証明書、(別国に電子証明書の取得が必要) など



顔写真なし

記載内容・・・氏名・有効期限（10年間）
主な用途・・・国税の電子申告（別に電子証明書の取得が必要）など

限度額を超えた分を支給

高額医療・高額介護合算制度のご案内

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

平成23年8月1日から平成24年7月31日の間に医療費と介護サービス利用料の両方の自己負担があり、その自己負担額を合計して、表の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

自己負担限度額

	69歳以下	70～74歳	後期高齢者医療制度加入者
現役並み所得者(上位所得者)	126万円	67万円	67万円
一般	67万円	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円
	区分Ⅰ	19万円	19万円

※同一世帯であっても、同じ医療保険に加入していない方の自己負担額を合算することはできません。

申請手続き

○国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者
支給の対象となる方には、申請手続きのご案内を発送します。

※ただし、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの間に、他市町村から転入された方がいる場合、加入者が亡くなられた場合などには、申請手続きのご案内を発送できない場合があります。

支給対象者になると思われる方は、市役所市民生活課までお問い合わせください。

○他の健康保険制度(協会けんぽなど)加入者
ご加入先の医療保険に申請するため、介護サービス利用料の自己負担額証明書が必要となりますので、市役所高齢福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ・相談

○国保・後期高齢者医療制度加入者
市役所市民生活課 国保係・年金係
☎ 63-5112

○他の健康保険制度加入者
市役所高齢福祉課
介護保険係
☎ 63-3790



最近、「還付金(医療費など)があるので、すぐに手続きをしてください。」という内容の不審な電話が全国各地で発生しています。不審な電話があった場合は、必ず警察・ご家族・市役所などにご相談ください。なお、市役所等の職員が医療費などの還付金手続きに、ATMの利用を促すことは決してありません。

所得税・市民税にかかる

障害者控除対象者認定書を交付します

65歳以上の方で、身体や日常生活の状況などが障がい者と同じ程度であると認められる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、所得税や市民税の障害者控除が適用されます。

そのためには、市の認定が必要になります。認定を希望される方は、市役所本庁・支所・行政サービスセンターの高齢福祉担当窓口で申請してください。

認定書交付まで1週間ほどかかります。交付を希望される方は、確定申告をされる前に早めに申請してください。

なお、申請の際には、印鑑を持参してください。

○対象者の目安
○対象者の年齢が、平成24年12月31日現在で65歳以上の方

○身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方
○介護保険の認定を受けている方

※なお、審査の結果、対象にならない方もいますので、ご了承ください。

※一度認定書の交付を受けた方で、その後、状態に変わりのない方は、以前交付された認定書をそのまま使用することができます。申告相談窓口で認定書を提示し、状態に変わりが無いことをお伝えください。

認定書申請に関するお問い合わせ

市役所高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ 63-3790
または各支所・行政サービスセンター・高齢福祉担当
確定申告に関するお問い合わせ
市役所税務課 市民税係 ☎ 63-5110

姉妹都市をたずねて

10月27日(土)・28日(日)の「第34回入間万燈まつり」
11月4日(日)の「第29回国分寺まつり」に佐渡市が参加しました。

入間万燈まつり

入間万燈まつりには、佐渡から芸能や・物産関係者など総勢約130名が参加しました。

今年も、2日目がいにくの雨天となりましたが、佐渡物産展では過去最多となる6万個のおけさ柿を販売したほか、佐渡の食材をふんだんに使用した「鱒わい井」や「佐渡牛コロッケバナー」が初めて出展され、入間市民から好評を得ていました。

また、芸能公演では、旧両津市時代から入間市との交流が深い「はまなす会」や首都圏在住の民謡4団体、初参加となる栗野江鬼太鼓保存会が参加し、会場内の各ステージにおいて鬼太鼓や佐渡民謡が披露されました。



初出展された「鱒わい井」の販売



佐渡物産展会場で行われた「佐渡おけさ教室」

国分寺まつり

今年の国分寺まつりは晴天に恵まれ、例年以上の来場客で賑わいを見せていました。

芸能公演では、昨年に引き続き、メインステージにおいて首都圏在住の民謡団体「若波会」が佐渡民謡を披露した後、物産展会場に場所を移し、若波会の皆さんによる「佐渡おけさ教室」が行われ、佐渡芸能を通じて交流がなされました。

佐渡物産展では、佐渡から運ばれた活サザエや一夜干しイカの焼き物販売のほか、地酒や乳製品、果物などの幅広い商品に長蛇の列ができ、佐渡産品の人気の高さが改めて示されました。

12月は地球温暖化防止月間です

地球温暖化対策の中で一番大きな課題なのがCO₂(二酸化炭素)の排出量削減です。このCO₂の排出量を減らすには、化石燃料の消費を減らす必要があります。運輸部門のCO₂排出量は全体の約2割。その中でも自家用車からの排出量が約半分を占めており、自家用車から排出されるCO₂を削減することが急務とされています。

エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)が推奨する、エコドライブ(環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用)を実践することで、必要なガソリン等の消費を減らすことができ、CO₂の排出を抑制することができます。

地球温暖化防止のため、一人ひとりができることから始めましょう。

エコドライブ10のすすめ

① **ふんわりアクセル「eスタート」**
日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで10%程度燃費が改善します。

② 加減速の少ない運転

車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

③ 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。

④ エアコンの使用は適切に

車のエアコン(A/C)は車内を冷却、除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチはオフにしま

しょう。また、冷房が必要な時は車内を冷やしすぎないようにしましょう。

⑤ ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車車の際は、アイドリングはやめましょう。10分間のアイドリングで、130cc程度の燃料を消費します。

⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕を持って出発しましょう。1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。

⑧ 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。

⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車の少ない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

⑩ 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

詳しくは、エコドライブ普及連絡会ホームページをご覧ください。

<http://www.team-6.jp/ecodrive/>

お問い合わせ

市役所環境対策課 環境企画係
63-3113

市役所本庁舎建設に係る市民アンケート結果

市役所財務課 管財係 ☎63-3114

合併特例債は、東日本大震災を契機に防災対策の強化等の観点からこのたび法改正がなされ、利用期限を5年延長して平成30年度までとなる予定です。市民のご理解をいただき、この合併特例債を利用して防災対策や事務効率の向上等のため本庁舎建設を進めたいと考え、今回、本庁舎建設に関する意向を調査するためアンケートを実施しました。結果につきましては、次のとおりです。今後、本庁舎建設を検討するための参考とさせていただきます。アンケートにご協力いただきありがとうございました。

※合併特例債とは

合併から10年間（佐渡市は平成25年度まで）に限り、合併市町村の建設計画に基づく建設事業に必要な経費に対して充てることのできる地方債（借金）です。この地方債を充てることのできるのは対象事業費の95%で、その元利償還金（返済金）の70%が国から市町村に交付される大変有利な地方債です。このたび法改正により、5年延長して平成30年度まで利用できる予定です。

【アンケートの方法等】

対象者 市内に居住する18歳以上の方から無作為に2,000人を抽出
実施期間 平成24年10月16日(火)～平成24年11月2日(金)
回収率 46.2% (924人/2,000人中)
調査方法 郵送による配布、回収

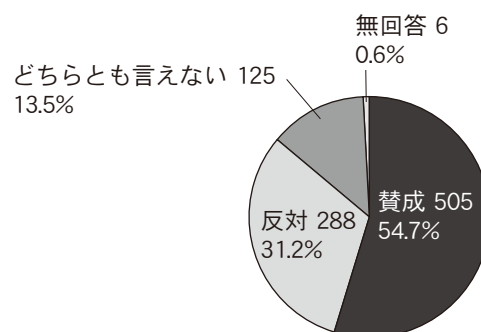
【アンケートの参考となる庁舎建設の概要】

項目	内容
建設場所 (合併協定書)	市役所本庁舎周辺（金井） 建設場所は、合併協定書では「金井町千種沖とする」となっている。 【参考】現本庁舎の海拔：約10m
建設概要	新設案…本庁全部が入る本庁舎を新築する 分散している議会（佐和田行政サービスセンター内）、上下水道課（真野行政サービスセンター内）、教育委員会（両津支所内）を本庁舎に集約し、防災対策や事務効率等の向上を図るため、全ての本庁部署が入る新庁舎を建設する。 増設案…今の本庁舎を使いながら増設する 現本庁舎（昭和60年建築）を引き続き利用しながら、分散している本庁部署が入る庁舎を増設し、防災対策や事務効率等の向上を図る。
建設費用	新設案の場合：概算45億円～50億円程度 増設案の場合：概算20億円～25億円程度 ※新設案・増設案とも合併特例債を利用するため、国が約70%を負担する。
建設時期	平成30年度まで（合併特例債を利用できる最終年度） ※東日本大震災後の合併市町村の実情に考慮して、法改正が行われ、5年延長されて平成30年度までとなる予定。防災面に配慮した建設が必要。

市役所本庁舎の建設の是非についてお伺いします

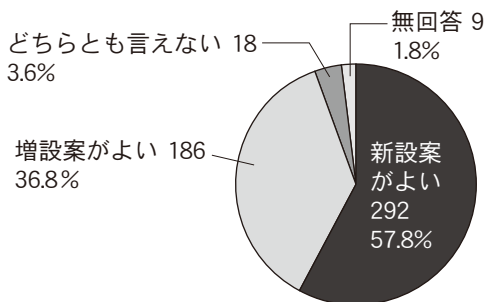
【1】 市役所本庁舎を合併特例債を利用して建設することについて、どう考えますか。（1つに○）

項目	回答数	
賛成	505	54.7%
反対	288	31.2%
どちらとも言えない	125	13.5%
無回答	6	0.6%
合計	924	100.0%



【2】 【1】で「賛成」と答えた方にお聞きします。
建設方法について、どう考えますか。（1つに○）

項目	回答数	
新設案がよい(本庁全部が入る本庁舎を新築する)	292	57.8%
増設案がよい(今の本庁舎を使いながら増設する)	186	36.8%
どちらとも言えない	18	3.6%
無回答	9	1.8%
合計	505	100.0%



【3】 【1】で「賛成」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。（複数回答）

項目	回答数	
合併特例債が利用できる期間内に建設でき、財源的に有利だから	401	79.4%
市民の利便性が向上するから	311	61.6%
職員の移動時間等の無駄が解消されるから	211	41.8%
本庁各課の連携調整がしやすくなるから	201	39.8%
市の防災拠点施設としての機能が図られるから	184	36.4%
その他	21	4.2%

【4】 【1】で「反対」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。（複数回答）

項目	回答数	
将来に借金の返済を残すことになるから	205	71.2%
多額の費用がかかるから	187	64.9%
住民サービスの向上につながらないから	177	61.5%
現在の不況下での建設は必要ないから	156	54.2%
本庁集約は必要がないから	135	46.9%
その他	18	6.3%

※アンケート結果の詳細は、ホームページに掲載します。また、ご希望される方には本庁・支所・サービスセンターで配布いたします。

地域審議会から

「新市建設計画の変更」についての答申を受けました



11月1(木)、新市建設計画変更に係る地域審議会への諮問について、全地区地域審議会会長らが市役所を訪れ、副市長へ答申書を提出しました。

市では、「東日本大震災による合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の改正法案が平成24年6月20日に成立したことに伴い、平成25年度までとなっている合併特例債事業を平成30年度まで延長するため、新市建設計画の変更を進めることとしました。この新市建設計画を変更するには、まず、地域審議会への諮問・答申を行う必要があるため、8月下旬から9月中旬にかけて10地区の地域審議会へ諮問を行い、この度全ての地域審議会会長から答申がありました。

答申内容は、全ての地域審議会から新市建設計画の変更について適当と認められました。このうち8地区の地域審議会

からは配慮すべき事項として、意見が付されました。

市では、今回の地域審議会からの答申内容を踏まえ、県との協議や議会議決に向けた計画の変更に必要な手続きを進めていきます。

1 諮問事項

新市建設計画の変更（計画期間の延長及びそれに伴う財政計画の変更）

2 諮問理由

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、新市建設計画に基づいた施設整備事業等に充てる合併特例債を起すことができる期間が5年延長された。東日本大震災の発生以降、防災対策への財政措置及び建設事業における建設場所や構造等の安全対策の検討により、新市建設計画期間内の事業執行が困難となっているが、新市建設計画を変更することによって、平成26年度以降も引き続き有利な合併特例債を起すことが可能となる。

3 主な付帯意見

- ・ 東日本大震災を踏まえた津波や地震などの防災対策に必要な事業へ合併特例債を優先して活用すること。
- ・ 財政事情を鑑み、真に必要な事業のみ厳選し計画実施すること。

問 市役所地域振興課 地域振興係

63 | 4152

(6) 特殊勤務手当(全会計) (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績(H23年度決算)	114,588千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(H23年度決算)	561,706円
職員全体に占める手当支給職員の割合(H23年度)	15.2%
手当の種類(手当数)	17
手当の名称 防疫等作業手当、行旅病人等収容手当、危険手当、夜間介護手当、夜間看護手当、異常圧力内作業手当、有害物取扱手当、税滞納処分手当、税徴収手当、衛生処理手当、早出・中出手当、早出・遅出手当、診療手当、特殊診療手当、役職手当、待機手当、応援診療手当	

(7) 時間外勤務手当(全会計)

支給実績(H23年度決算)	134,560千円
職員 1 人当たり平均支給年額(H23年度決算)	100千円
支給実績(H22年度決算)	125,149千円
職員 1 人当たり平均支給年額(H22年度決算)	90千円

(8) その他の主な手当(全会計) (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容および支給単価	支給実績(H23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち1人について、11,000円) (満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算)	156,546千円
住居手当	借家、借間：月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ最高 27,000 円まで支給	42,244千円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者に支給 交通機関利用者(バス等)：負担している運賃の額に応じて最高55,000円 交通用具等使用者(自動車等)：片道の使用距離に応じて2,000円～24,500円	88,919千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間

区分	勤務時間等
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日および12月29日～1月3日までを除く)
1日当たりの勤務時間	7時間45分
1週当たりの勤務時間	38時間45分

(注)一般職の標準的な勤務時間です。

(2) 休暇制度

ア 有給休暇の取得状況(平成 23 年度)

種類	日数等	使用実績
年次休暇	1年につき20日間付与	平均使用日数 11.2日
療養休暇	負傷または疾病による療養のための必要最小限の期間	取得件数 121件(人)
特別休暇	産前休暇	取得件数 19件(人)
	妊産婦の健康診断	取得件数 6件(人)
	産後休暇	取得件数 21件(人)
	保育時間休暇	取得件数 4件(人)
	結婚休暇	取得件数 10件(人)
	配偶者出産休暇	取得件数 14件(人)
	男性職員の育児参加	取得件数 4件(人)
	子の看護休暇	取得件数 53件(人)
	親族死亡休暇	取得件数 171件(人)
	父母追悼休暇	取得件数 2件(人)
	夏季休暇	平均使用日数 4.8日
	短期介護休暇	取得件数 5件(人)
裁判所等出頭休暇	取得件数 1件(人)	
ボランティア休暇	取得件数 6件(人)	
妊娠体調不良休暇	取得件数 4件(人)	

イ 無給休暇の取得状況(平成 23 年度)

種類	日数等	使用実績
介護休暇	負傷、疾病または老齢により親族を介護しなければならない場合、最大6月	取得件数 2件(人)

(3) 育児休業等の取得状況

(平成 23 年度中に新たに育児休業を取得した職員)

区分	男	女	計
育児休業	0人	23人	23人
部分休業	0人	2人	2人

4 職員の分限および懲戒処分の状況(平成23年度)

(1) 分限処分の件数および処分事由

処分名	事由	人数
休職	心身の故障	12人
免職	心身の故障	1人

(2) 懲戒処分

処分名	事由	人数
減給	勤務態度不良	2人
	不適切な職務管理	1人
戒告	監督責任	2人

5 職員のサービスの状況

職員のサービス上の基準として、法令等および職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限があります。

6 職員の研修および勤務成績の評定状況(平成23年度)

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	受講者数
階層別研修	72人
専門研修	105人
先進地視察等研修	5人
派遣研修	6人
窓口対応研修	64人
メンタルヘルスセミナー	151人

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の能力や適正に応じた適材適所の配置などへの活用を図ることを目的として、平成19年度から人事考課(勤務評定)制度を運用しています。

7 職員の福祉および利益の保護に関する状況(平成23年度)

(1) 福利厚生制度に関する状況

人間ドック受診者 742人 一般健康診断受診者 664人

(2) 公務災害の状況

公務災害 12件 通勤災害 2件

8 新潟県市町村総合事務組合公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の状況

平成23年度措置要求 なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度不服申立て なし

